

第196回国会閣第56号に対する修正案

第198回国会衆議院内閣委員会可決

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条 削除

附則第一条第三号中「平成三十年十二月一日」を「令和元年十二月一日」に改める。